

第2回 障がい福祉などについて紹介します

障がい福祉について、2カ月に1回紹介していきます。
今回は、各種福祉サービスについて詳しく紹介します。



福祉課 福祉係 ☎(232)4913

移動支援事業

障がいのある人に対し、外出のための支援を行うものです。

■対象者

町内に住み、住民基本台帳に登録されている人で、次のいずれかに該当する人

- 1 身体障害者手帳を持ち、同行援護サービスの対象とならない視覚障がい者・屋外での活動に著しい制限のある全身性障がい者
- 2 療育手帳を持つ人
- 3 精神障害者保健福祉手帳を持つ人
- 4 難病患者など

日中一時支援事業

障がいのある人に対し、日中の活動の場を確保するものです。

■対象者

町内に住み、住民基本台帳に登録されている人で、次のいずれかに該当する人

- 1 身体障害者手帳を持つ人
- 2 療育手帳を持つ人
- 3 精神障害者保健福祉手帳を持つ人
- 4 幼年者などで町長が認める人
- 5 難病患者など

訪問入浴サービス事業

身体障がいのある人に対し、移動入浴車での訪問で在宅の人に入浴サービスを提供するものです。

■対象者

町内に住んでいる人で、居室で常に寝たきりで、自宅で入浴することが困難な人。ただし、介護保険法に基づく訪問入浴介護を利用できる人は、対象者から除きます。

自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障がいのある人に対し、自動車運転免許の取得と自動車の改造に要する費用の一部を助成するものです。

■免許取得助成対象者

- 1 町内に住み、住民基本台帳に登録されている人
- 2 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ人
- 3 免許の取得で社会参加が見込まれる人
- 4 免許の取得助成を行う月の属する年の前年度の所得税課税対象額が、当該月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない人
- 5 過去に普通自動車運転免許の交付を受け、自己の責任において運転

免許証を失効させた人、または道路交通法違反で運転免許証の取消処分を受けていない人

■改造助成対象者

- 1 町内に住み、住民基本台帳に登録されている人
 - 2 身体障害者手帳を持つ人
 - 3 自らが所有し、運転する自動車を改造する人
 - 4 自動車の改造で社会参加が見込まれる人
 - 5 免許の取得助成を行う月の属する年の前年度の所得税課税対象額が、当該月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない人
- 助成額・条件
- 1 自動車運転免許取得の助成額は、免許の取得に直接要した費用の3分の2以内。ただし10万円が限度で、100円未満の端数は切り捨て
 - 2 自動車改造の助成額は、申請者自らが運転するために必要と認められる自動車の改造に直接要した費用の3分の2以内。ただし10万円が限度で、100円未満の端数は切り捨て
 - 3 当該年度までに自動車運転免許を取得できなかった人には助成を行いません

住宅改修給付事業

重度障がい者(児)が段差解消などの改修工事や居宅生活動作補助用具を購入する場合に、その費用の一部を助成するものです。

■対象者

町内に住み、肢体・体幹、または乳幼児期以前の非進行性の脳病変で運動機能障害を有する障がい者などで、障害程度等級3級以上(ただし、特殊便器への取り替えは上肢障害2級以上の人)と難病患者など(ただし、特殊便器への取り替えについては上肢障害のある人)で、給付は原則として対象者1人につき1回に限ります。介護保険法で、住宅改修費の支給を受ける人は、対象者から除きま

■内容

- 1 手すりの取り付け
- 2 段差の解消
- 3 滑り防止と移動の円滑化などのための床、または通路面の材料の変更
- 4 引き戸などへの扉の取り替え
- 5 洋式便器などへの便器の取り替え
- 6 その他①～⑤の住宅改修に付帯し必要となる住宅改修

住宅改造助成事業

在宅の要介護高齢者、重度の身体障がい者(児)、重度の知的障がい者(児)がいる世帯に住宅改造の費用の一部を助成するものです。

■対象者

- 1 町内に住んでいる人
- 2 介護保険法の要介護認定を受けた人や同等の程度と認められる人、身体障害者手帳1級か2級を持つ人、療育手帳A1かA2を持つ人
- 3 世帯の生計中心者の前年度の所得税課税対象額が7万円以下の世帯の人
- 4 原則、この事業による助成を受けたことがない世帯の人(身体状況の著しい変化などで、再度の住宅改造が必要であると認められる人)

■内容

玄関・廊下・階段・居室・浴室・便所・洗面台・台所など在宅の要介護高齢者などが利用する部分で、要介護高齢者向けに行う改造の経費を助成します。新築・増築・改築は、原則対象としませんが、やむを得ないと認められる場合は助成の対象となる場合もあります。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がいのある人が、社会生活上必要不可欠な手続きなどで市町村福祉事務所などの公的機関・医療機関へ行く時、手話通訳者・要約筆記者などの派遣を行うものです。

■対象者

町内に住んでいる聴覚障がい者か音声・言語機能障がい者、町内在住の聴覚障がい者か音声・言語機能障がい者とコミュニケーションを図る必要がある人

■申込方法

委託を受けた事業者(熊本県ろう者福祉協会)に直接派遣の申請をしてください。
※詳しい申込方法は、熊本県ろう者福祉協会 ☎(383)5587 にお問い合わせください。

■派遣対象

医療機関への受診や官公庁などでの相談手続き、町内会の会合などの地域活動、学校の面談、その他個人の生活に関連すること

手話奉仕員養成事業

聴覚に障がいを持つ人の生活や社会環境の向上のため、日常生活で必

要な手話の表現方法や技術を習得するための費用の一部を助成するものです。
今年度から熊本県ろう者福祉協会に委託し、講座を開催しています。講座の概要は次のとおりです。

■内容

- ・入門課程(約15日程度)
- ・基礎課程(約25日程度)

■資格

高等学校卒業以上の学力があり、手話奉仕活動を目指す人

■その他

受講する場合は、受講料が必要です。今年度の開催日などは「広報きくよう」4月号28ページでお知らせしています。

